

茨城県規則第38号

茨城県男女共同参画審議会規則を次のように定める。

平成13年3月30日

茨城県知事 橋本 昌

茨城県男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)第27条の規定に基づき、茨城県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の委員の定数その他必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、20人以内とする。

2 委員の選任に当たっては、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないようにしなければならない。

(委員の委嘱範囲)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

(1) 関係団体の役職員

(2) 学識経験者

(専門委員)

第4条 審議会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じ専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員又は学識経験者のうちから、知事が委嘱する。

(専門部会)

第5条 審議会は、専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

4 部会長及び副部会長は、専門部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

5 専門部会は、調査審議が終了したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

